

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抜粋

(測量法の一部改正)

第十一条 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「あらかじめ」を削り、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「終つたときは」を「終わったときは、遅滞なく」に、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条に次の一項を加える。

2 国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(実施の公示)

第三十六条の二 前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

2 測量計画機関は、公共測量の実施が終わったときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3 国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三十八条中「、第三十六条」を「から第三十六条の二まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

第三十九条中「第十四条」を「第十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第六十条第一項中「第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）、」を削る。